

派遣労働者の受け入れのための基礎知識

■ 派遣が禁止されている業務

①港湾運送業務
②建設業務
③警備業務
④医療関係の業務
⑤労使協議時の使用者側当事者としての業務
⑥弁護士や公認会計士などの業務
⑦管理建築士など

■ 派遣業務別受け入れ期間の制限

業務区分	制限
ソフトウェア開発などの専門的業務 26 業務	制限なし
「物の製造の業務」などの「自由化業務」	原則 1 年 1 年を超え 3 年以内で定めたときはその期間

■ 26 業務

- 1 号 [ソフトウェア開発の業務](#)
- 2 号 [機械設計の業務](#)
- 3 号 [放送機器等操作の業務](#)
- 4 号 [放送番組等演出の業務](#)
- 5 号 [事務用機器操作の業務](#)
- 6 号 [通訳、翻訳、速記の業務](#)
- 7 号 [秘書の業務](#)
- 8 号 [ファイリングの業務](#)
- 9 号 [調査の業務](#)
- 10 号 [財務処理の業務](#)
- 11 号 [貿易取引文書作成の業務](#)
- 12 号 [デモンストレーションの業務](#)
- 13 号 [添乗の業務](#)
- 14 号 [建築物清掃の業務](#)
- 15 号 [建築設備運転、点検、整備の業務](#)
- 16 号 [案内・受付、駐車場管理等の業務](#)
- 17 号 [研究開発の業務](#)
- 18 号 [事業の実施体制の企画、立案の業務](#)

- 19号 [書籍等の製作・編集の業務](#)
- 20号 [広告デザインの業務](#)
- 21号 [インテリアコーディネーターの業務](#)
- 22号 [アナウンサーの業務](#)
- 23号 [OAインストラクションの業務](#)
- 24号 [テレマーケティングの営業の業務](#)
- 25号 [セールスエンジニアの営業、金融商品の営業関係の業務](#)
- 26号 [放送番組等における大道具・小道具の業務](#)

- * 「チームリーダー業務」は1号から26号までのそれぞれの業務に含まれる。
- * **平成16年3月1日より**派遣先の会社が派遣社員を受け入れる期間の制限がなくなった。(3年限度とする取扱いを廃止)

■ クリーン期間

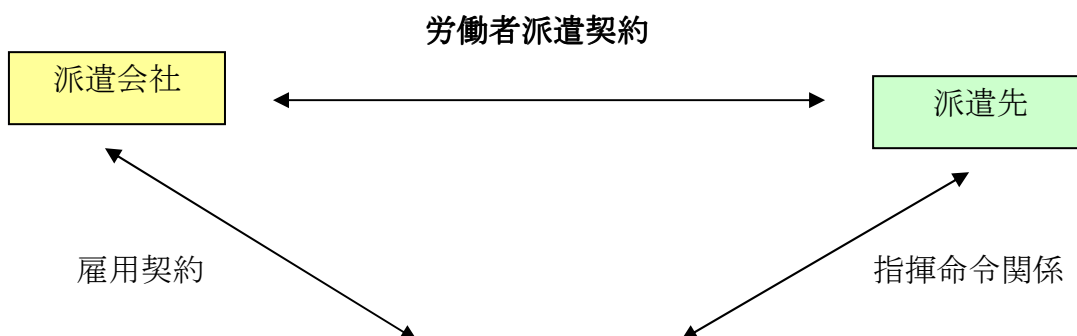
労働者派遣法では、製造業の派遣社員の受け入れ期間を最長3年と定めている。企業が引き続き派遣社員を雇いたい場合、3ヵ月超の空白（クリーニング）期間がなければ、派遣の形で雇うことができない。

■ 取り決めに当たっての留意点

- ① 苦情処理
- ② 派遣期間の途中解除
- ③ 契約解除に際しての措置

■ 派遣契約の期限が切れた場合の対応策

- ① 3ヵ月超のクリーニング期間をおいた後に、再び派遣契約を結ぶ
- ② 派遣から契約期間の制限がない請負に雇用形態を変える
- ③ 正社員や期間社員として、直接雇用する
- ④ 契約を打ち切る



派遣労働者

- 雇用主は派遣会社（派遣元事業主）
- 発注者が派遣労働者に指揮命令